

東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和3年度行政監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和4年3月28日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 奥 谷 求
(公 印 省 略)

令和3年度

行政監査結果報告書

令和4年3月

東広島市監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の着眼点	1
第 2	随意契約制度の概要	2
第 3	監査の結果	3
1	調査表による調査結果（全体調査）	4
2	抽出調査による調査結果（抽出調査）	1 2
第 4	総括（改善意見）	1 6
1	公平性、透明性の確保について	1 6
2	適正な積算と予定価格の設定について	1 6
資料	関係法令等【一部抜粋】	1 7
1	地方自治法施行令	1 7
2	東広島市契約規則	1 8
3	東広島市委託事務執行の適正化に関する要綱	2 0
4	東広島市特定目的随意契約に関する事務取扱要領	2 2
5	物品調達等及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領	2 3

令和3年度行政監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「担当課における随意契約事務の執行実態について」

2 監査の目的

地方自治法において、地方公共団体の契約については、公平性や経済性の観点から、一般競争入札を原則としており、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り行うことができるものとされている。

随意契約は、手続が簡略で契約事務に係る事務負担と経費の節減ができるほか、契約の目的や内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できる長所がある一方で、その選定が特定の者に偏り、不適正な価格で契約を締結するに至るおそれがあるなどの短所も有している。また、本市においても日常的に相当数の随意契約が行われているが、定期監査等の機会に確認した範囲では、事務手続上の誤りが各課で散見されるので、契約の担当課ごとに執行実態が異なる場合には、市全体の契約事務の不均衡につながる懸念もある。

以上のことから、担当課における随意契約事務の実態を把握することで、これらの懸念に対する注意を喚起し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として、本監査を実施した。

3 監査の対象

令和2年度に担当課が締結した随意契約のうち、次に該当するもの。

<対象とする部局>

水道局、下水道部を除く全部局

<対象とする契約の範囲>

契約金額が10万円以上の委託役務に係るもの（測量等を除く）

4 監査の方法

全体調査として監査対象の契約事務を行った担当課に調査表の提出を求め、担当課における随意契約の状況を把握するとともに、その中から契約事例を抽出して個別に調査し、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の実施期間

令和3年10月6日から令和4年3月24日まで

6 監査の着眼点

- (1) 随意契約に該当する理由及び経緯が明確にされているか
- (2) 長期間にわたり同一相手方と随意契約をしている場合、適宜見直しが行われているか
- (3) 見積書の徴取は適切に行われているか
- (4) 随意契約に係るその他の事務処理手続は適切に行われているか

第2 随意契約制度の概要

地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号において、随意契約によることができる場合が規定されており、これらの規定に該当する場合にのみ、随意契約を締結することができる。

各号の内容については、次のとおりである。

第1号	<p>予定価格が東広島市契約規則で定める額（下記参照）を超えないものをするとき 東広島市契約規則第24条に定める額</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 130万円 (2) 財産の買入れ 80万円 (3) 物件の買入れ 40万円 (4) 財産の売払い 30万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) その他のもの 50万円</p>
第2号	<p>その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき</p> <p><該当する事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ契約目的を達することができない場合 ・ 経験、知識を特に必要とする場合 ・ 現場の状況等に特に精通したものに施工させる必要がある場合 等
第3号	<p>特定の施設等からの物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき（特定目的随意契約）</p> <p><対象となる施設></p> <p>障害者福祉の増進：障害者支援施設等 高齢者福祉の向上：シルバー人材センター 母子・父子家庭等の福祉の向上：母子・父子福祉団体等（※現在、該当の団体はない）</p> <p>（特定目的随意契約対象者名簿に登録された施設等、業務等のみが特定目的随意契約の対象となる）</p>
第4号	<p>新規事業分野の開拓事業者から新商品を買入れるとき（特定目的随意契約）</p> <p>※委託役務は対象外</p>
第5号	<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき</p> <p><該当する事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害や人命救助、公の秩序維持など予見不可能な急迫を要する事態に対応する必要があるため、競争入札の方法ではその時期を失し、行政上、経済上もはなはだしく不利益を被る場合
第6号	<p>競争入札に付することが不利なもの</p> <p><該当する事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に契約中の業務等に関連するもので、現に契約中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき ・ 急速に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないおそれがあるとき 等
第7号	<p>時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの</p> <p><該当する事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原版を崩していない場合の印刷物の増刷等 ・ 購入を要する物品を相手方が多量に所有しているため、他の者に比べて著しく低価で契約できる場合 等
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

第3 監査の結果

今回の監査で全体調査及び抽出調査の対象とした契約件数は、次のとおりである。

(単位：件)

課名	全体調査	抽出調査	課名	全体調査	抽出調査
総務部			建設部		
総務課	4	2	建設管理課	11	1
職員課	3	1	用地課	39	—
危機管理課	9	—	河川港湾課	17	—
契約課	1	—	維持課	9	1
政策推進監	3	1	災害復旧推進課	18	1
D X 推進監	60	3	都市部		
広報戦略監	8	—	都市計画課	1	—
財務部			都市整備課	6	1
管財課	52	3	区画整理課	1	—
市民税課	3	1	住宅課	3	—
資産税課	8	—	消防局		
地域振興部			消防総務課	10	—
地域政策課	4	—	指令課	5	—
地域づくり推進課	25	5	東広島消防署		
黒瀬支所（地域振興課）	3	—	本署	14	—
福富支所（地域振興課）	3	—	西分署	2	—
豊栄支所（地域振興課）	7	—	南分署	2	—
河内支所（地域振興課）	11	1	北分署	2	—
安芸津支所（地域振興課）	1	—	東分署	2	—
安芸津支所（福祉保健課）	1	—	安芸津分署	2	—
生活環境部			竹原消防署		
市民生活課	5	2	本署	4	—
市民課	6	—	大崎上島消防署		
廃棄物対策課	28	2	大崎上島消防署	4	1
環境先進都市推進課	20	1	学校教育部		
人権男女共同参画課	5	—	教育総務課	95	4
健康福祉部			学事課	30	2
地域共生推進課	9	—	指導課	11	—
医療保健課	10	1	東広島学校給食センター	10	—
障害福祉課	17	3	西条学校給食センター	7	1
地域包括ケア推進課	29	4	安芸津学校給食センター	3	—
介護保険課	5	—	東広島北部学校給食センター	8	1
国保年金課	9	—	生涯学習部		
こども未来部			生涯学習課	26	6
こども家庭課	41	3	スポーツ振興課	9	2
保育課	7	—	文化課	29	—
産業部			青少年育成課	3	2
農林水産課	8	1	議会事務局		
園芸センター	10	2	議会事務局	5	1
産業振興課	28	5	選挙管理委員会事務局		
			選挙管理委員会事務局	6	2
			総計	837	67

1 調査表による調査結果（全体調査）

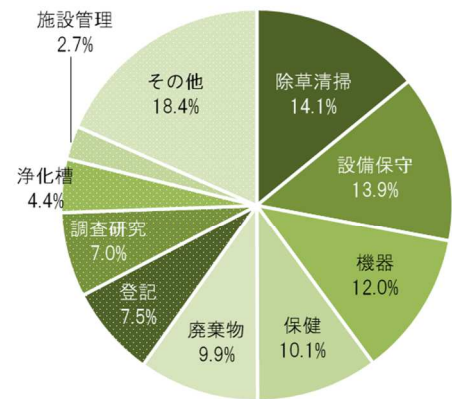
水道局、下水道部を除く全部局を対象として、令和2年度に担当課が締結した契約金額10万円以上の委託役務（測量等を除く）に係る随意契約について調査表への回答を求め、随意契約の状況を確認した。全体調査の結果は次のとおりである。

（1）業務の種類別の状況

全体調査の対象とした837件を業務の種類別に見ると、「除草、清掃、伐採等」が118件（14.1%）、「設備保守点検関連」が116件（13.9%）、「機器・システム等の設置開発関連」が100件（12.0%）等となっている。

（単位：件、％）

1 業務の種類別の状況		
機器・システム等の設置開発関連	100	12.0
設備保守点検関連	116	13.9
廃棄物収集運搬	83	9.9
浄化槽清掃保守点検	37	4.4
除草、清掃、伐採等	118	14.1
施設管理関連	23	2.7
調査研究、研修等の企画運営等	59	7.0
保健、医療、福祉関連	84	10.1
登記、測量、鑑定評価等	63	7.5
その他	154	18.4
計	837	100.0

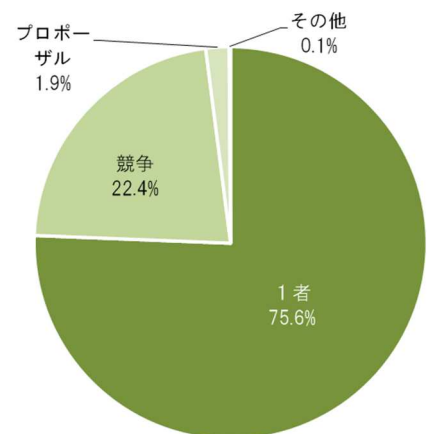


（2）契約方式

契約方式は「随意契約（1者）」が633件（75.6%）、「随意契約（競争）」が187件（22.4%）、「随意契約（プロポーザル）」が16件（1.9%）等であった。

（単位：件、％）

2-① 契約方式		
随意契約（1者）	633	75.6
随意契約（競争）	187	22.4
随意契約（プロポーザル）	16	1.9
その他	1	0.1
計	837	100.0

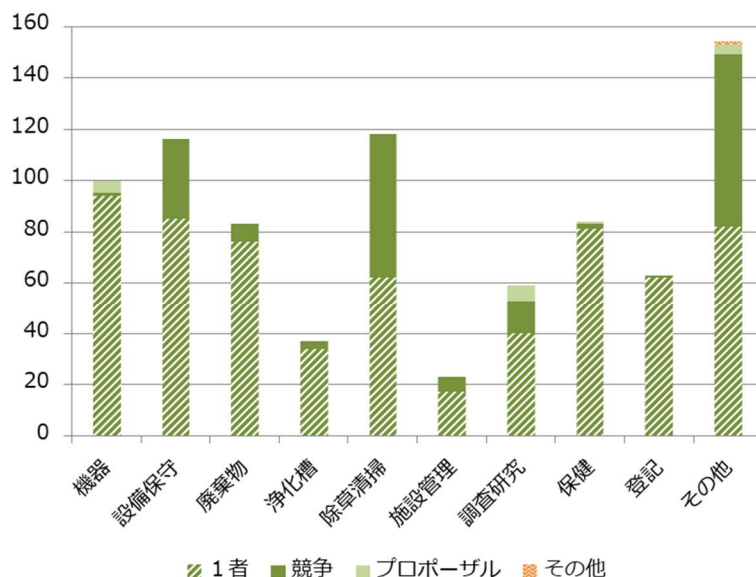


(契約方式【業務の種類別】)

業務の種類別に契約方式を見ると、いずれの業務においても随意契約（1者）が最も多い。

(単位：件)

2-② 契約方式（業務種類別）	随意契約 （1者）	随意契約 （競争）	随意契約 （プロポーザル）	その他	総計
機器・システム等の設置開発関連	94	1	5	0	100
設備保守点検関連	85	31	0	0	116
廃棄物収集運搬	76	7	0	0	83
浄化槽清掃保守点検	34	3	0	0	37
除草、清掃、伐採等	62	56	0	0	118
施設管理関連	17	6	0	0	23
調査研究、研修等の企画運営等	40	13	6	0	59
保健、医療、福祉関連	81	2	1	0	84
登記、測量、鑑定評価等	62	1	0	0	63
その他	82	67	4	1	154
計	633	187	16	1	837



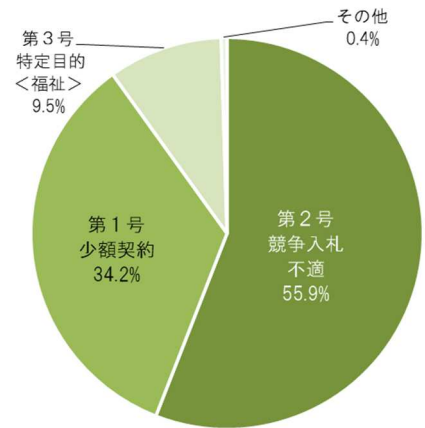
(3) 随意契約の理由（地方自治法施行令第167条の2第1項の適用条項）

施行令第167条の2第1項第1号から第9号において、随意契約によることができる場合が規定されており、これらの規定に該当する場合にのみ、随意契約を締結することができる。

随意契約の理由を施行令の適用条項別に見ると、「第2号」が468件（55.9%）と最も多く、次いで「第1号」286件（34.2%）、「第3号」79件（9.5%）等となっている。

(単位：件、%)

3-① 随意契約の理由(施行令第167条の2第1項の適用条項)		
第1号(少額契約)	286	34.2
第2号(競争入札不適)	468	55.9
第3号(特定目的<福祉目的>)	79	9.5
第4号(特定目的<新規事業開拓>)	0	0.0
第5号(緊急)	1	0.1
第6号(競争入札に付することが不利)	0	0.0
第7号(時価より著しく有利な価格)	0	0.0
第8号(競争入札で落札者がいない)	2	0.2
第9号(落札者が契約締結しない)	0	0.0
回答なし	1	0.1
計	837	100.0

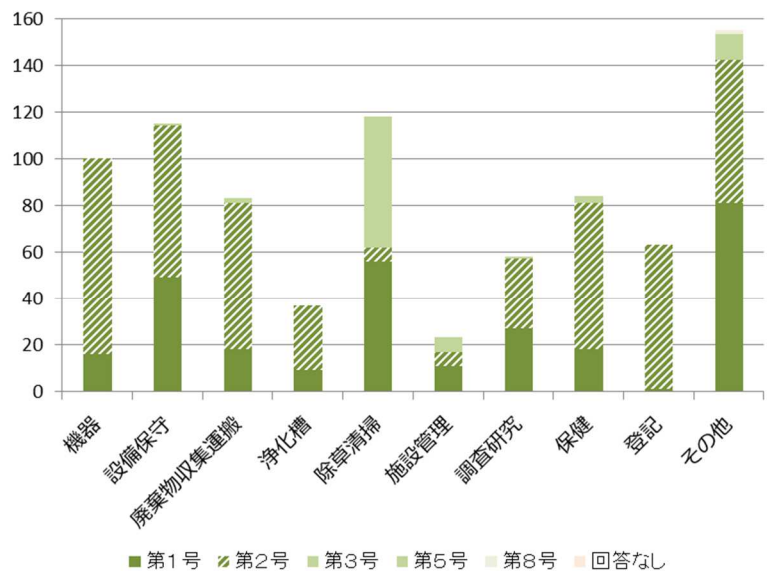


(随意契約の理由【業務の種類別】)

業務の種類別に施行令の適用条項の状況を見ると、比較的少額の契約が多い「除草、清掃、伐採等」「施設管理関連」「その他」では第1号が最も多く、それ以外の業務では、第2号を適用しているものが最も多かった。

(単位：件)

3-② 随契理由(業務種類別)	第1号	第2号	第3号	第5号	第8号	回答なし	計
機器・システム等の設置開発関連	16	84	0	0	0	0	100
設備保守点検関連	49	65	1	0	1	0	116
廃棄物収集運搬	18	63	2	0	0	0	83
浄化槽清掃保守点検	9	28	0	0	0	0	37
除草、清掃、伐採等	56	6	56	0	0	0	118
施設管理関連	11	6	6	0	0	0	23
調査研究、研修等の企画運営等	27	30	1	0	1	0	59
保健、医療、福祉関連	18	63	3	0	0	0	84
登記、測量、鑑定評価等	1	62	0	0	0	0	63
その他	81	61	10	1	0	1	154
計	286	468	79	1	2	1	837



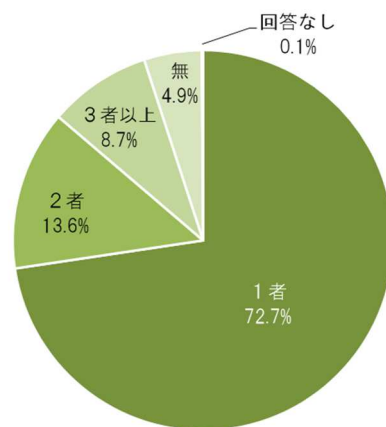
(4) 見積徴取者数

東広島市契約規則（以下、「市契約規則」という。）第26条において、随意契約をしようとするときは、原則として競争入札参加資格者名簿（以下、「登録業者名簿」という。）に登録されている者のうちから2者以上を選定し、見積書を徴さなければならないと規定されている。

見積徴取者数は「1者」が608件で70%以上を占めていた。また、「無」は法令等により契約の相手方及び契約金額があらかじめ定められている場合に実施可能な事前協議方式によるものとの回答であった。

(単位：件、%)

4 見積徴取者数		
1者	608	72.7
2者	114	13.6
3者以上	73	8.7
無	41	4.9
回答なし	1	0.1
計	837	100.0

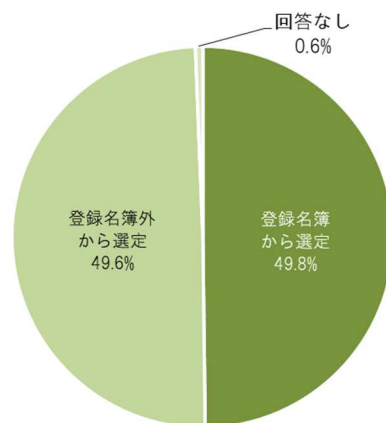


(5) 見積徴取者の選定基準

(4) で見積徴取者数を「1者」「2者」「3者以上」と回答した795件のうち、見積徴取者を登録業者名簿から選定したものと、登録業者名簿以外の者から選定したものは、ほぼ半数ずつであった。

(単位：件、%)

5 見積徴取者の選定基準		
登録業者名簿からの選定	396	49.8
登録業者名簿以外の者を選定	394	49.6
回答なし	5	0.6
計	795	100.0



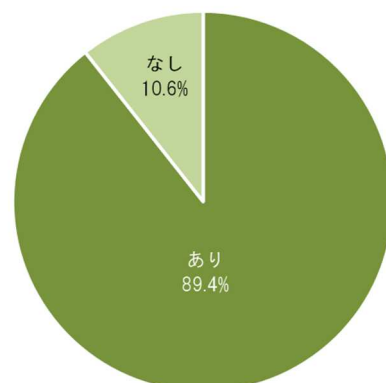
(6) 予定価格設定の有無

市契約規則第25条において、随意契約をしようとするときは、原則として、予定価格を定めるものと規定されている。

予定価格を定めているものは748件(89.4%)、定めていないものが89件(10.6%)であった。「無」のほとんどは、相手方との事前協議によるものとの回答であった。

(単位：件、%)

6 予定価格設定の有無		
有	748	89.4
無	89	10.6
計	837	100.0

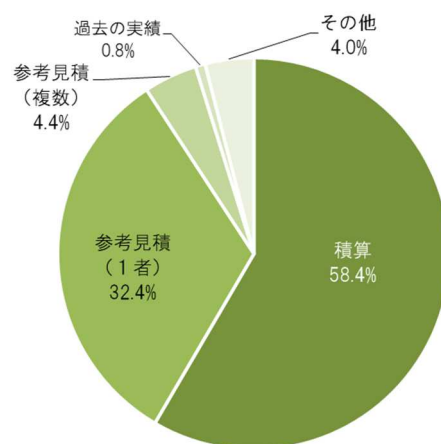


(7) 予定価格決定方法

(6) で予定価格を定めていると回答した 748 件のうち、予定価格を積算により決定しているものが 437 件 (58.4%)、1 者からの参考見積で決定しているものが 242 件 (32.4%) 等であった。「その他」は参考見積と積算を基に決定している等であった。

(単位：件、%)

7 予定価格決定方法		
積算	437	58.4
参考見積 (1 者)	242	32.4
参考見積 (複数)	33	4.4
過去の実績	6	0.8
その他	30	4.0
計	748	100.0

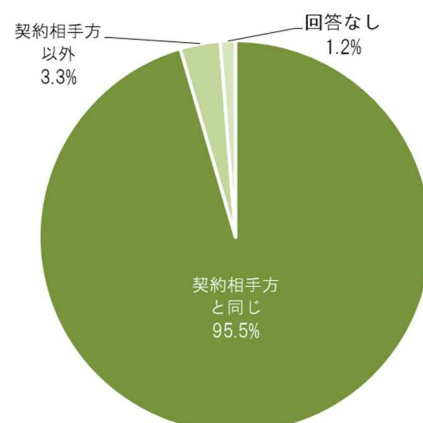


(8) 予定価格決定に係る参考見積の徴取先

(7) で予定価格決定方法を「参考見積 (1 者)」と回答した 242 件のうち、参考見積の徴取相手が契約相手方と同じであったものは 231 件 (95.5%)、契約相手方以外の者であったものは 8 件 (3.3%) であった。

(単位：件、%)

8 参考見積の徴取相手		
契約相手方と同じ	231	95.5
契約相手方以外	8	3.3
回答なし	3	1.2
計	242	100.0



(9) 予定価格と契約金額の関係

(6) で予定価格を定めていると回答した 748 件のうち、予定価格と契約金額が同額のもの 372 件 (49.7%) であった。「その他」は単価契約で予定価格と契約金額を単純に比較できないもの等である。

さらに、(7) で予定価格決定方法が「参考見積 (1 者)」と回答した 242 件について見ると、予定価格と契約金額が同額のもの 155 件 (64.0%) であった。

(単位：件、%)

9 予定価格と契約金額の関係	予定価格作成有		うち「参考見積(1者)」	
予定価格=契約金額	372	49.7	155	64.0
予定価格≠契約金額	314	42.0	82	33.9
その他	62	8.3	5	2.1
計	748	100.0	242	100.0

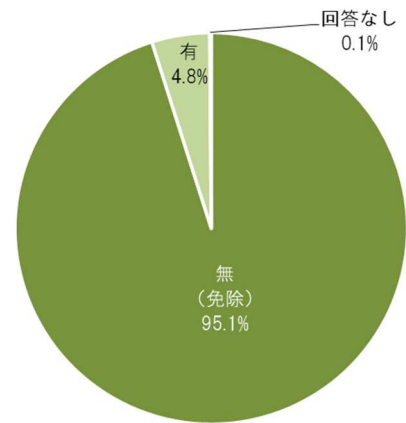
(10) 契約保証金納付の有無

市契約規則第33条及び第34条において、契約担当職員は契約締結の時までに契約相手方に契約保証金を納付させなければならず、一定の要件に該当する場合にはその納付を免除することができる」と規定されている。

契約保証金を納付させたものは40件(4.8%)、免除したものが796件(95.1%)であった。

(単位：件、%)

10 契約保証金納付の有無		
有	40	4.8
無(免除)	796	95.1
回答なし	1	0.1
計	837	100.0

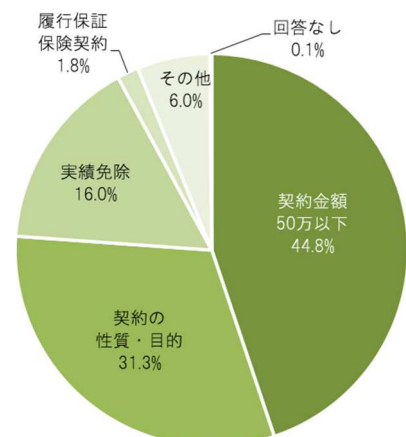


(11) 契約保証金免除の理由

(10)で契約保証金を免除したと回答した796件のうち、その理由を、「契約金額が50万円以下」としたものが357件(44.8%)で最も多く、次いで、「契約の性質、目的により納付させる必要がない」が249件(31.3%)、「競争入札の参加資格を有する者(以下、「名簿登録業者」という。)の実績免除」が127件(16.0%)等となった。「その他」は、「名簿登録業者ではないが名簿登録業者の実績免除に準ずるもの」との回答が多く見られた。

(単位：件、%)

11 契約保証金免除の理由		
履行保証保険契約	14	1.8
実績免除	127	16.0
契約金額が50万円以下	357	44.8
契約の性質、目的により納付不要	249	31.3
その他	48	6.0
回答なし	1	0.1
計	796	100.0

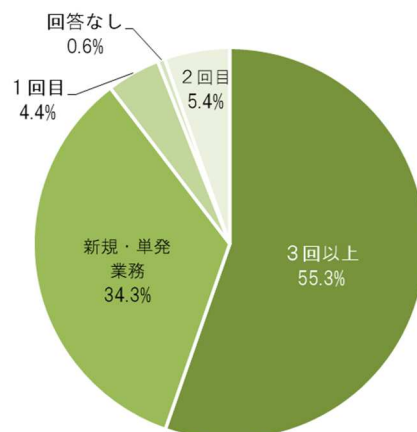


(12) 継続的な業務における契約相手方との継続状況

継続的な業務において、前回と同じ業者と契約しているものが45件(5.4%)、3回以上続けて同じ業者と契約しているものが463件(55.3%)であった。

(単位：件、%)

12-① 継続的な業務における契約相手方との継続状況		
新規業務・単発業務	287	34.3
1回目	37	4.4
2回目	45	5.4
3回以上	463	55.3
回答なし	5	0.6
計	837	100.0

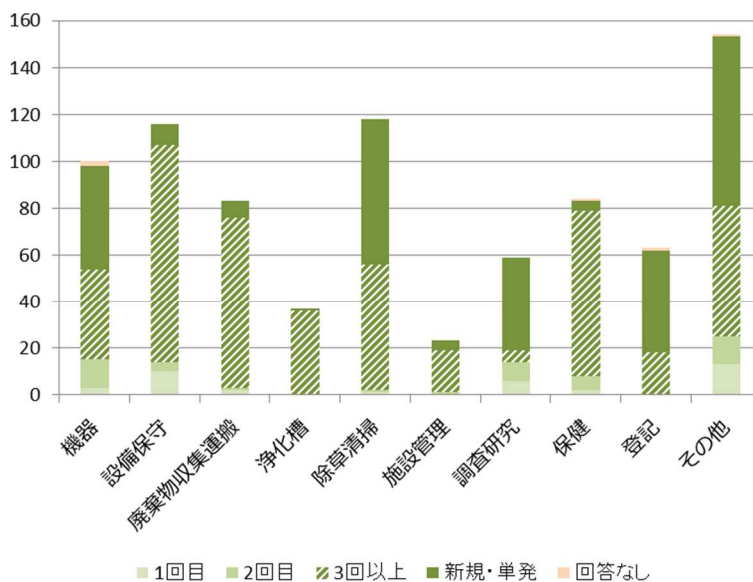


(継続状況【業務の種類別】)

「新規業務・単発業務」を除く継続的な業務において、業務の種類別に契約相手方との継続状況を見ると、「調査研究、研修等の企画運営等」を除くすべての業務で、同じ業者と3回以上続けて契約しているとの回答が最も多かった。

(単位：件)

12-② 継続状況(業務種類別)	1回目	2回目	3回以上	新規業務・単発業務	回答なし	計
機器・システム等の設置開発関連	3	12	39	44	2	100
設備保守点検関連	10	4	93	9	0	116
廃棄物収集運搬	2	1	73	7	0	83
浄化槽清掃保守点検	0	0	36	1	0	37
除草、清掃、伐採等	1	1	54	62	0	118
施設管理関連	0	1	18	4	0	23
調査研究、研修等の企画運営等	6	8	5	40	0	59
保健、医療、福祉関連	2	6	71	4	1	84
登記、測量、鑑定評価等	0	0	18	44	1	63
その他	13	12	56	72	1	154
計	37	45	463	287	5	837



(13) (同一相手方と継続して契約しているもの) 契約方式

(12)において「2回目」「3回以上」と回答した508件のうち、「随意契約(1者)」は432件(85.0%)、「随意契約(競争)」は71件(14.0%)等であった。

(単位:件、%)

13 (同一相手方と継続のもの) 契約方式		
随意契約(1者)	432	85.0
随意契約(競争)	71	14.0
随意契約(プロポーザル)	4	0.8
その他	1	0.2
計	508	100.0

(14) (同一相手方との継続で一者随意契約のもの) 随意契約の理由

同一相手方と継続して契約しているもので一者随意契約のもの432件について、随意契約の理由(施行令の適用条項)別に見ると「第1号」が72件(16.7%)、「第2号」が312件(72.2%)、「第3号」が48件(11.1%)で、その他の適用条項に該当するものはなかった。

(単位:件、%)

14 (同一相手方との継続で一者随意契約) 随意契約の理由		
第1号(少額契約)	72	16.7
第2号(競争入札不適)	312	72.2
第3号(特定目的<福祉目的>)	48	11.1
計	432	100.0

(15) (同一相手方との継続で一者随意契約のもの) 予定価格と契約金額の関係

同一相手方と継続して契約しているもののうち、一者随意契約で予定価格を作成しているものは372件で、そのうち予定価格と契約金額が同額のもの半数程度あった。

(単位:件、%)

15 (同一相手方との継続で一者随意契約) 予定価格と契約金額の関係		
予定価格=契約金額	183	49.2
予定価格≠契約金額	172	46.2
その他	17	4.6
計	372	100.0

2 抽出調査による調査結果（抽出調査）

全体調査の結果を基に、監査の着眼点について、より具体的に確認するために、個別の契約を抽出して調査を行った。抽出対象の選定に当たっては、随意契約の根拠、見積徴取の状況、予定価格の決定方法等を考慮して調査数を絞り込み、その中からランダムに67件を抽出した。67件について、担当課から見積徴取起案、契約締結起案、契約書等の提出を求め、個別の契約事務の詳細を確認した。

調査結果を着眼点ごとにまとめると、次のとおりである。

（1）随意契約に該当する理由及び経緯が明確にされているか

地方公共団体の契約は、公平性や経済性の観点から一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的な場合にしか認められていないことを鑑みれば、随意契約とする理由及び経緯は起案等に明確にしておく必要がある。また、記載内容については、根拠が分かるものを添付したり、具体的な経緯を記載するなどして、客観的に納得できるものとする必要がある。

以上の点をふまえ、抽出調査の対象とした67件について確認した結果は、次のとおりであった。

- 起案に随意契約とする理由を記載していないもの、見積徴取の執行に関する起案をしていないものが見受けられた。
- 契約内容の特殊性や経験、知識が必要であることを理由に施行令第167条の2第1項第2号を適用し一者随意契約を行ったもののうち、随意契約とした理由を、「資格者が当該業者しかない」「専門的な業務だから」等とし、具体的な内容を記載していないために客観性に欠けるものが見受けられた。
- 一方で、市内の対象者に聞き取り等を行い、契約相手方でしか実施不可能、受託不可能であることを確認した結果を起案に添付しているものもあった。

（2）長期間にわたり同一相手方と随意契約をしている場合、適宜見直しが行われているか

東広島市委託事務執行の適正化に関する要綱第10条において、同一の事務事業を同一の委託先と継続することができる場合を、事業内容が専門的で代替可能な委託先が存在しないときや、事業の連続性から継続することが必要なとき等に限定している。この場合でも、競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用することとされている。

抽出調査の対象としたもののうち、同じ相手方と継続して契約し、かつ、一者随意契約であるもの32件について、随意契約の理由（施行令の適用条項）別に、業者選定の理由を確認した。

なお、第1号、第2号、第3号以外の適用条項に該当するものはなかった。

<第1号（少額の契約）>

この条項を適用して一者随意契約を行ったものは7件であった。この条項は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のもの競争入札に付さなくてもよいとしたものであるが、市契約規則第26条に定めるとおり、原則として2人以上からの見積徴取をしなければならず、競争性の確保に努めなければならない。

業者選定の理由を確認したところ、「目的を達成するために効果的な調整を行うことができる者

は限られるため」「他に委託できる団体がないため」等の理由を記載したものがあつたが、これでは具体性が乏しく、当該契約に当たり内容の確認がされているか、また、なぜその理由に至ったかが分かりにくい。理由の裏付けとなる根拠資料を添付したり、その理由に至った経緯等を具体的に記載するなどして、同一の相手方と契約を継続するとした判断の妥当性を第三者が理解できるよう、起案等で明確に整理しておく必要がある。

<第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）>

この条項を適用して一者随意契約を行ったものは18件であつた。この条項は、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達することができないなど、契約内容の特殊性等により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような場合に随意契約を締結することができるとしているものである。

業者選定の理由を確認したところ、機器・システム等の設置開発関連や一般廃棄物収集運搬関連、浄化槽清掃業務関連等、契約の特殊性や経験、知識が必要であることなどから第2号に該当するものが多くを占めていた。これらに該当しないものについても、契約の目的物が代替性のないものであること等の理由が具体的に記載されていた。

<第3号（特定目的随意契約）>

この条項を適用して一者随意契約を行ったものは7件であつた。この条項は、障害者福祉の増進や高齢者福祉の向上等を目的として、特定目的随意契約対象者名簿（以下、「対象者名簿」という。）に登録された団体等と随意契約を締結することができるものである。この場合でも、原則として対象者名簿から2者以上を選定して見積書を徴取することとされている。

抽出調査した7件の契約は、いずれも「除草・清掃・伐採等」業務で、高齢者福祉の向上の目的で対象者名簿に登録されている特定の高齢者団体との契約であつた。全体調査の結果においても、この条項を適用している「除草・清掃・伐採等」業務56件（全体調査表3-②）のうち51件が当該団体との随意契約であり、業者の選定に偏りが生じていることがうかがえる。対象者名簿には高齢者福祉目的の登録団体が一者しかないことから必然的に一者随意契約となっていたが、障害者福祉目的では、同種の業務で複数の障害者支援施設等が対象者名簿に登録されている。契約相手方とした団体でなければ真に契約目的を達成できないかどうかをより厳密に確認し、業務の内容や規模を考慮した上で、他の団体でも業務の遂行が可能であれば、障害者支援施設等との契約も考慮に入れて見積り合わせを検討し、公平性を確保することが望ましい。

（3）見積書の徴取が適切に行われているか

市契約規則第26条において、随意契約により契約を締結しようとするときは、名簿登録業者から2者以上を選定し、見積書を徴取しなければならないと規定されている。ただし、法令等に基づいて取引価格が定められているとき又は契約の性質若しくは目的に特別の理由があることにより難しい場合は、見積書を徴さないことができる。

以上の点をふまえ、抽出調査の対象とした67件について確認した結果は、次のとおりであつた。

○委託内容が専門的な知識と技能が必要なものであるとの理由から、見積書を徴取せず契約相手方との事前協議を実施しているものが複数見受けられたが、委託内容はセミナーや教室開催であり、特定の価格によらなければ契約を締結することができない事情は見当たらない。業務内

容が専門的であるとしても、業者の裁量で見積金額が変わる余地があるならば、見積書の徴取を検討すべきである。

- 見積徴取依頼において、見積金額の算出に必要な情報が仕様書内に不足していると思われるものがあつた。仕様書は、発注内容を示す重要なものであり、必要経費を算定する基礎となる資料であるため、履行の条件、求める品質の水準など、業務の履行に必要な情報をきめ細かく、かつ明確に示しておく必要がある。

(4) 随意契約に係るその他の事務処理手続は適切に行われているか

< 予定価格について >

予定価格は、契約を締結する場合にあらかじめ設定する契約価格の基準となる価格であり、市契約規則第17条第2項において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めるものとされている。また、契約事務を所管する契約課の通知では、予定価格の基準となる委託料等の積算に当たっては、積算が困難なものについても複数の業者から徴した参考見積等を基に適正な積算に努めることとされている。

抽出調査の対象とした67件について、予定価格の決定方法を確認した結果は、次のとおりであった。

- 予定価格の根拠資料として、業者から提出された参考見積のみを添付しているものが複数見受けられた。参考見積はあくまでも参考資料として活用すべきであり、担当課においても労務単価や取引の実例価格等を確認し、業者が提示した参考見積金額の妥当性を検証した上で、予定価格を定める必要がある。起案等には、確認したことが分かる根拠資料等を合わせて添付しておくことが望ましい。
- 施行令第167条の2第1項第8号（入札に付し落札者がいないとき）による随意契約で、当初入札時から予定価格を増額しているものがあつた。施行令同条第2項に規定されているとおり、当該条項を適用するときは予定価格の変更が認められていないので、予定価格を変更する（＝仕様を変更する）ならば、あらためて競争入札に付すことが原則となる。

< 契約保証金について >

契約保証金は、契約上の義務を完全に履行することを確保するための担保であり、市契約規則第33条第1項において、契約締結の時までに納付させなければならないと規定されている。ただし、市契約規則第34条において、一定の要件を満たす場合には納付を免除することができると規定されている。

抽出対象としたもののうち、契約保証金を免除しているもの55件について確認した結果は、次のとおりであった。

- 市契約規則第34条第1項第3号において、名簿登録業者と契約を締結する場合、一定の履行実績があれば契約保証金の納付を免除することができる（以下、「実績免除」という。）と規定されている。この実績免除の基準に該当しないと思われるものや、実績があると認定して

もその具体的な内容が記載されていないもの、実績を示す添付書類が誤っているもの等が散見された。契約相手方の過去の実績が基準を満たしていることで、当該契約上の義務の履行の可能性が担保されるのであり、判断基準については、契約課通知「物品調達及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領」等において明確にされているので、当該条項の適用に当たっては、このことを念頭に置いて判断する必要がある。

<その他>

- 単価契約で発注限度額を定めていないものが見受けられた。予算の適切な執行管理を行うためには、契約におけるおおよその支払総額は把握しておく必要があること、予定価格の作成や契約保証金の事務に当たっては発注限度額（又は予算額）を基準とすることから、原則として発注限度額を定めて契約事務を執行する必要がある。業務の性質上、発注限度額が定められない場合は、その理由や予算超過時の対応を起案に整理しておくことが望ましい。

第4 総括（改善意見）

今回の監査結果は前述のとおりであるが、今後の随意契約事務において改善及び検討が望まれる事項について、次のとおり包括的な意見を述べる。

1 公平性、透明性の確保について

今回の調査結果では、随意契約の理由や業者選定の理由が形式的になり、その適正性についての検証や客観的な裏付けが不足しているものが複数確認された。地方公共団体の契約においては一般競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であることを改めて認識し、随意契約とする理由や業者選定の理由は、第三者に対し明確に説明できるものでなくてはならない。

また、継続的な業務において、同じ相手方との契約を継続しているものが6割以上を占める結果となった。契約課作成の「契約の手引き」に照らし、おおむね適切な理由によるものであったが、特定目的随意契約においては、特定の業者に契約が集中している実態が確認された。特定目的随意契約の制度は、障害者福祉の増進や高齢者福祉の向上等を目的として、事前・事後公表等の手続により、対象者名簿に登録された団体等と随意契約をすることができるものである。障害者福祉目的においては、対象者名簿に同種の業務を実施可能とする団体等は複数存在するが、実態として、特定の高齢者団体との契約が集中し、かつ、繰り返されていた。

随意契約全般において、業者選定に当たっては、契約目的を達成できる業者は他にないか、前回の契約時から実施可能な業者が増えていないかなど、前例にとらわれることなく多面的に確認し、公平性の確保に努められたい。また、理由の根拠やその理由に至った経緯等は具体的に起案等に記しておくなどして、客観性や透明性の確保に努められたい。

2 適正な積算と予定価格の設定について

随意契約における予定価格は、相手方が提出した見積金額の妥当性を判断し、適正な金額で契約を締結するための基準となるものである。そして、適切な予定価格を設定するためには積算が重要であり、適正に行わなければならない。積算が困難なものについても、過去の契約額と複数の業者から徴した参考見積を比較するなどし、可能な限り適正な積算に努める必要がある。

今回の調査結果では、一者随意契約において、契約相手方の業者による参考見積金額を予定価格として設定し、同額で契約を締結しているものが多く見受けられたが、このような方法では、契約金額の妥当性について十分な検証がなされているとは言い難い。契約の相手方になるものが他にないとされる一者随意契約の場合は、複数業者から参考見積を徴取することができないが、そのような場合でも、労務単価、実勢価格、他市の取引事例等、相手方からの参考見積以外の情報も収集した上で積算することが望ましい。

多方面からの情報を基に積算し、適正な予定価格を設定することで、契約金額の妥当性の確保に努められたい。

資 料

○地方自治法施行令【一部抜粋】

(昭和二十二年五月三日)

(政令第十六号)

(随意契約)

第六百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体

の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(昭三八政三〇六・全改、昭四九政二〇三・昭五七政二四〇・平一二政五五・平一六政三四四・平一八政三一九・平二〇政二五・平二三政二五二・平二三政二九六・平二三政四一〇・平二四政二六・平二五政五・平二五政三一九・平二六政三一三・平二七政四〇・平二七政四一六・平二八政一四一・平三〇政五四・平三〇政二八四・一部改正)

(契約保証金)

第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第百六十七条の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(昭三八政三〇六・全改)

○東広島市契約規則【一部抜粋】

平成20年3月28日

規則第14号

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第24条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の予定価格の決定)

第25条 契約担当職員は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第17条の規定に準じて、予定価格を定めるものとする。ただし、法令に基づいて取引価格が定められているときその他特別の事情があることにより特定の価格によらなければ契約を締結することができないと認めるときは、この限りでない。

(随意契約の見積書の徴取)

第26条 契約担当職員は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第5条第1項(第20条において準用する場合を含む。)に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうちから2人以上を選定し、これらの者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令に基づいて取引価格が定められているとき又は契約の性質若しくは目的によりこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による見積書の徴取については、電子入札の例により行うことができる。

(一部改正〔平成21年規則1号・60号〕)

(契約保証金の納付)

第33条 施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の規則で定める額は、契約金額の100分の10以上に相当する金額(インターネット公売を行う場合にあっては、予定価格の100分の10以上に相当する金額で市長が定める額)とし、契約担当職員は、契約締結の時までに納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合、長期継続契約を締結する場合その他同項の規定により難いと認める場合においては、その都度契約担当職員が定める額の契約保証金を納付させなければならない。

(一部改正〔平成21年規則14号〕)

(契約保証金の免除)

第34条 前条の規定にかかわらず、契約担当職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5第1項若しくは第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と一般競争入札若しくは指名競争入札により契約を締結する場合又は随意契約により契約を締結する場合において、その者が当該契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間当該契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令、条例又は他の規則に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。

- (6) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
 - (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (8) 権利金、敷金等を納付し、又は前金で支払をしなければ契約を締結しがたい物件の借入れ又は買入れの契約を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (9) 損失補償契約、電気、水道若しくはガスの供給を受ける契約又は電気通信役務の提供を受ける契約、極めて高度の専門的な試験研究、調査等の委託契約その他契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- 2 契約担当職員は、前項第1号及び第2号に該当する場合において契約保証金の全部又は一部の納付を免除しようとするときは、その者に当該履行保証保険契約又は工事履行保証契約に係る保険証券を提出させなければならない。
- (一部改正〔平成21年規則1号〕)

○東広島市委託事務執行の適正化に関する要綱

平成2年3月26日

訓令第2号

改正 平成12年3月31日訓令第5号

改正 令和2年3月17日訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の事務事業を委託により執行するに際し、必要な委託の基準及び手続を定めることにより、委託事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「委託」とは、本来市がなすべき法律行為又は事実行為を契約という法形式により他人に行わせることであり、契約当事者間の信頼関係を重要な要素とし、相手方において事務処理することをいう。

(一部改正〔令和2年訓令5号〕)

(一般的基準)

第3条 事務事業を委託により執行するための一般的な基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令に適合していること。
- (2) 公共性が損なわれないものであること。
- (3) 経済性が期待できるものであること。
- (4) 適正な執行手続が確保されていること。

(委託の種類)

第4条 委託により執行する事務事業は、別表に掲げる類型に区分し、その内容、委託基準及び留意事項に基づき執行するものとする。

(請負契約等との区分)

第5条 事務事業の目的、性質等から判断して、工事、製造その他の請負契約又は物品購入契約として処理すべきものは、それぞれの契約により執行するものとする。

(委託料の算定)

第6条 委託料を決定するときは、あらかじめ的確な予定価格を算定しておくものとする。

(委託先の選定対象)

第7条 委託先の選定対象は、公正の確保と処理の確実性の見地から知識、技術、信用、実績等の点で適格性を有するものとする。

(委託先の選定方法)

第8条 委託先を選定するときは、より競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用するものとする。

(会計年度)

第9条 事務事業を委託するときは、会計年度独立の原則に即した措置を講ずるものとする。

(同一委託先との継続契約)

第10条 同一の事務事業について、同一の委託先との間で委託契約を継続することは、次の各号のいずれかに該当する場合に限りできるものとする。この場合において、第8条の趣旨に従い最も適切かつ妥当な運用を図らなければならない。

(1) 事務事業の内容が専門的であるため代替可能な委託先が存在しないとき。

(2) 事務事業の連続性から継続することが必要なとき。

(3) その他事務事業の性質上継続することがやむを得ないと認められるとき。

(委託の管理)

第11条 事務主管課は、事務事業を委託により執行する場合には、あらかじめ委託先から事務事業の実施計画書を提出させるほか、実施過程においても中間報告書を徴するなど、委託の執行を管理しなければならない。

(一部改正〔令和2年訓令5号〕)

(委託の検査)

第12条 事務主管課は、委託により執行された事務事業が適正に履行されたか否かを確認するため、必要な検査を行わなければならない。

2 検査は、契約書、仕様書、明細書その他関係書類等に基づいて、公正かつ的確に行わなければならない。

(一部改正〔令和2年訓令5号〕)

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和2年訓令5号〕)

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目 類型	内容	委託基準	留意事項
第1類型	定型的、臨時的及び変則的業務で専門的スキルを活用するもの	行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの	事務事業の仕様を明確にし、処理の確実性を確保すること。
第2類型	調査研究又は診断等の業務で、外部の専門的情報、知識、技術等を活用するもの	市の有する知識及び技術だけでは目的を達成できないもの	委託先との共同体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。
第3類型	市民生活に密着した業務で、市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	市民意識、地域連帯の高揚に役立つもの	委託先の自主性を尊重するとともに、公平な市民サービスの確保に努めること。

○東広島市特定目的随意契約に関する事務取扱要領【一部抜粋】

平成21年2月2日制定

第1 趣旨

この要領は、東広島市特定目的随意契約事務取扱要綱（平成21年東広島市訓令第2号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、特定目的随意契約を締結する場合の契約事務の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 目的等

1 特定目的随意契約は、次の各号に掲げる目的の達成に資するため、締結するものとする。

- (1) 障害者の経済的自立の促進及び福祉の増進
- (2) 高年齢者等の安定した雇用と就業機会の確保による高年齢者等の福祉の向上
- (3) 母子家庭及び寡婦の福祉の向上
- (4) 新事業の展開に取り組む中小企業等の新製品の認知度の向上及び新たな販路の拡大の支援

2 課等の長は、物品を買い入れ、又は役務の提供を受ける契約のうち、特定目的随意契約によることが可能なものについては、前項の規定を勘案し、及び契約事務の適正な執行に配慮しつつ、積極的に当該制度の活用を図るよう努めるものとする。

第3 特定目的随意契約に係る契約事務の取扱い

1 発注の手續

物品を買い入れようとする場合にあっては物品購入要求書（予定価格が50万円以上の物品を買い入れようとする場合にあっては、物品購入要求書並びに物品の購入、見積の徴取及び契約の締結に係る起案文書）に、役務の提供を受ける場合にあっては業務委託の執行、見積の徴取及び契約の締結に係る起案文書に、それぞれ特定目的随意契約に係るものであることを明記するものとする。

2 特定目的随意契約の適用条項

特定目的随意契約に係る物品の買入れ及び役務の提供に係る契約に関して適用すべき規定は、予定価格の額にかかわらず、すべて施行令第167条の2第1項第3号又は第4号とする。

3 見積書を徴する相手方の選定方法

契約の内容に応じ、次表に定めるところにより、特定目的随意契約対象者名簿に記載された者の中から見積書を徴する相手方を選定するものとする。

対象施設等	選定方法	留意事項
障害者支援施設等	提供を受ける役務の内容又は物品の品目、納期までの期間等を勘案し、原則として2者以上選定するものとする。ただし、予定価格が1万円未満の場合又は契約の内容に適合する者が1者である場合は、当該者を選定することができる。	(1) 受注機会の公平性を確保し、特定目的随意契約の相手方が特定のものに偏ることのないよう配慮すること。 (2) 物品の買入れにあっては当該施設の生産能力に配慮した納期を、役務の提供にあっては当該施設の履行能力に配慮した履行期間を、それぞれ設定すること。 (3) 物品の買入れのうち印刷物に係るものにおいては、当該施設の技術的能力を考慮し、競争性が確保されるよう、技術的に軽易なものについて発注すること。
シルバー人材センター	提供を受けることができる役務の内容が、契約の内容に適合する場合に、シルバー人材センターを選定することができる。	シルバー人材センターに対する業務の発注は、常に1者との随意契約となり、競争性が確保されないため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の趣旨を踏まえ、臨時的かつ短期的なもの又は軽易な業務のうち、真にシルバー人材センターと契約する必要性のある業務について発注すること。

4 一般の契約方法への変更

見積価格が予定価格の制限の範囲内に達しないために契約を締結することができない場合又は選定した相手方がすべて辞退した場合は、一般の契約方法に変更するものとする。

○物品調達等及び委託役務契約における契約保証に関する事務処理要領【一部抜粋】

平成26年4月1日制定

平成29年1月1日改正

平成29年4月1日改正

(趣旨)

第1条 本市の物品調達等及び委託役務の契約(東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程(平成21年東広島市訓令第1号。以下「規程」という。)第1条に規定する物品調達等及び委託役務契約をいう。以下「物品・委託役務契約」という。)における契約の保証につい

ては、契約の履行を確保することを目的とし、公正、迅速な執行を図るため、契約保証に関する事務取扱いについて必要な事項を定める。

(物品・委託役務契約における契約の保証)

第2条 物品・委託役務契約の締結に当たり、契約の相手方に対し、契約金額の一定率以上の金額の契約の保証が付されていることを確認した上で契約を締結するものとする。

2 契約の保証については、契約金額の100分の10以上の金銭的保証を原則とし、物品・委託役務契約に基づく契約解除に伴う違約金の支払いを目的とするものとする。

3 物品・委託役務契約の相手方が決定されたときは、契約の相手方に対し、物品・委託役務契約の契約保証に関する確認書(別記様式第1号)により、契約保証金の確認を行うものとする。

(契約保証の種類等)

第3条 契約保証として定めるものは、現金のほか有価証券及び契約保証として、次の各号に定めるもののうちから落札者が一つを選択するものとする。

(1) 契約保証金(現金)の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等(利付国債に限る。)保管証書の提供

(3) 金融機関等の保証証書の提出

(4) 損害保険会社の履行保証保険証券(以下「履行保証保険証券」という。)の提出

2 契約保証金は、落札決定日から起算して5日以内(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く。)に納付するものとする。ただし、東広島市議会の議決を要する契約の場合の納付期限は、落札者決定の日から議決の日までとする。

3 落札者は、選択した契約保証に係る書類を落札決定日から起算して5日以内(休日を除く。)に契約担当課に提出するものとする。ただし、東広島市議会の議決を要する契約の場合の提出期限は、落札者決定の日から議決の日までとする。

(受注者の債務不履行による契約解除時の取扱い)

第4条 受注者の債務不履行が生じた場合は、物品・委託役務契約の解除の手続きを行い、それに伴う違約金の請求等の手続きを次の各号に定めるとおり行うものとする。

(1) 契約保証金の納付は、違約金に充当する。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供は、違約金に充当する。

(3) 金融機関等の保証証書及び履行保証保険証券は、違約金の金額を記載した保証金(保険金)請求書(別記様式第2号)及び解除通知の写しを金融機関等に提出するものとする。

(納入・給付完了時の扱い)

第5条 物品・委託役務の納入又は給付が完了(当該完了の検査の終了を含む。)し、受注者から目的物の引渡し等を受けたときは、手続きを次の各号に定めるとおり行うものとする。

(1) 契約保証金の納付及び契約保証金に代わる担保として有価証券の提供があった場合は、受注者に対し契約代金額の支払請求書とともに歳入歳出外現金返還請求書又は保管有価証券返還請求書(別記様式第3号)の提出を求めるものとする。

(2) 金融機関等の保証証書の提出の場合は、保証書の受領書(別記様式第4号)を提出させ、保証書を受注者を經由して金融機関等へ返還し、市は受領書を保管するものとする。

(3) 履行保証保険証書の提出があった場合は、履行保証保険証券を返還せずに保管するものとする。

(契約金額の増額及び減額変更時の取扱い)

第6条 契約金額の増額変更を行おうとするときで、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100

分の5以下になるときは、受注者に対して契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上になるよう増額変更を求め、保証の増額変更がなされたことを確認のうえで、契約金額の変更契約の締結を行うものとする。

- 2 金融機関等保険会社の保証等の増額変更については、保証契約変更契約書、又は移動承認書により確認するものとする。
- 3 契約金額の減額変更を行おうとするときで、受注者から契約保証金等の金額を変更後の受注代金額の100分の10以上が確保される範囲内で減額申請があり、かつ、特段の事情がないときは、受注者の要求する額まで減額変更するものとする。

(納入期限・履行期間の変更時の取扱い)

第7条 納入期限又は履行期間の延長を行おうとする場合は、保証期間が変更後の期間を含まないときは、保証期間を変更後の期間を含むように延長変更するものとする。

- 2 納入期限又は履行期間の短縮を行おうとする場合は、受注者から保証期間を変更後の期間を含む範囲内で短縮してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の期間を含む範囲内で短縮変更するものとする。

(履行実績による免除)

第8条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき市長が定めた資格を有する者で、この契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間はこの契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市(市が設立した公社及び事業団を含む。)又は国(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。)若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行完了している場合は、契約保証を免除することができる。

- 2 前項に規定する「規模を同等以上とする契約」とは、契約締結しようとする契約に係る契約金額の8割以上の契約とする。ただし、単価契約を締結する場合、長期継続契約を締結する場合その他契約の性質又は目的により、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、前2項に規定する国又は他の地方公共団体の履行実績により契約保証の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書を落札決定日から起算して5日以内(休日を除く。)に契約担当課に提出することとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、その他の必要な事項は市長が別に定める。

(入札説明時における取扱い)

第9条 入札説明において、契約保証金の有無に関する事項を明示するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。